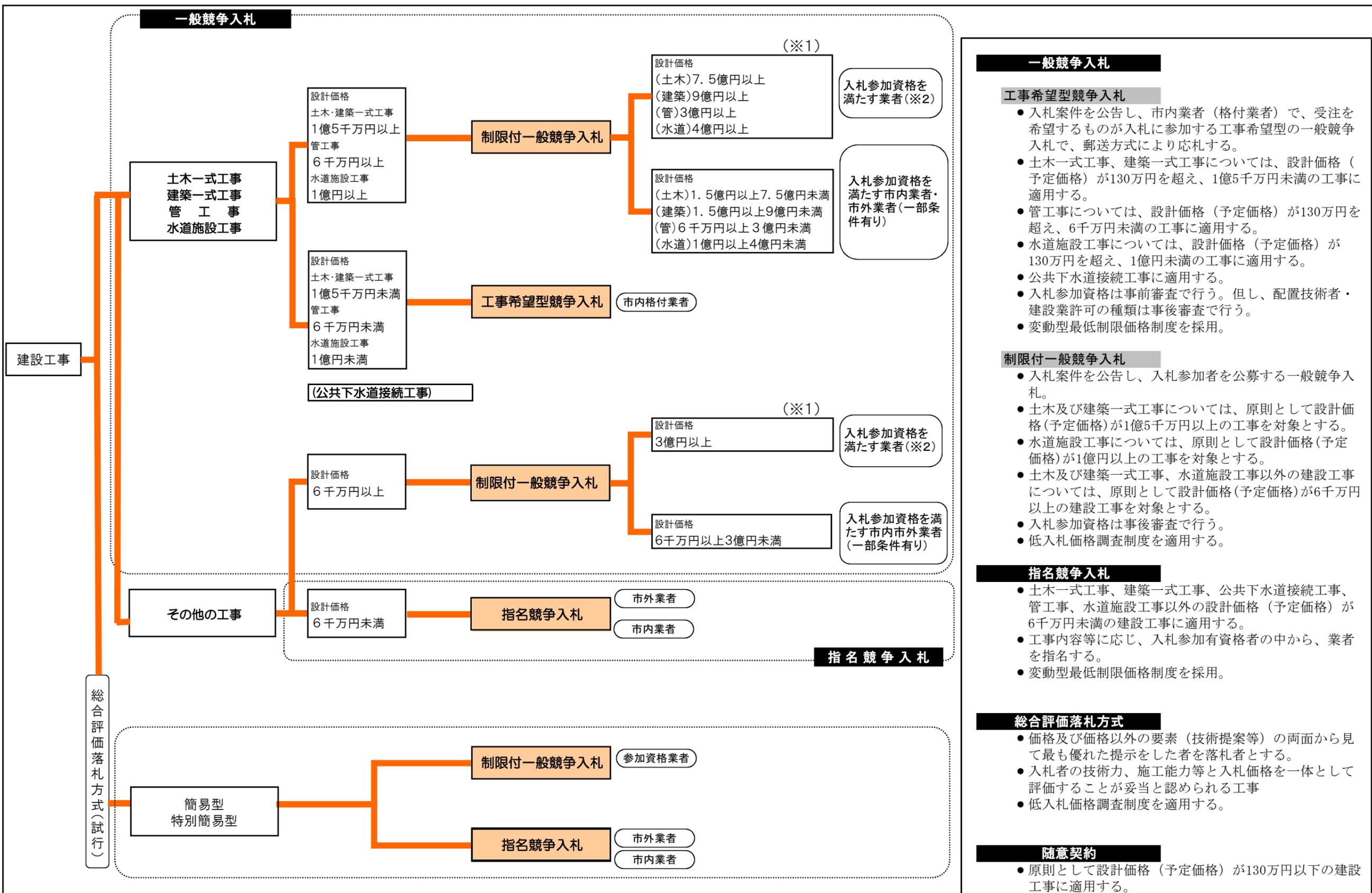


令和5年度入札制度の概要



一般競争入札

工事希望型競争入札

- 入札案件を公告し、市内業者（格付業者）で、受注を希望するものが入札に参加する工事希望型の一般競争入札で、郵送方式により応札する。
- 土木一式工事、建築一式工事については、設計価格（予定価格）が130万円を超え、1億5千万円未満の工事に適用する。
- 管工事については、設計価格（予定価格）が130万円を超え、6千万円未満の工事に適用する。
- 水道施設工事については、設計価格（予定価格）が130万円を超え、1億円未満の工事に適用する。
- 公共下水道接続工事に適用する。
- 入札参加資格は事前審査で行う。但し、配置技術者・建設業許可の種類は事後審査で行う。
- 変動型最低制限価格制度を採用。

制限付一般競争入札

- 入札案件を公告し、入札参加者を公募する一般競争入札。
- 土木及び建築一式工事については、原則として設計価格（予定価格）が1億5千万円以上の工事を対象とする。
- 水道施設工事については、原則として設計価格（予定価格）が1億円以上の工事を対象とする。
- 土木及び建築一式工事、水道施設工事以外の建設工事については、原則として設計価格（予定価格）が6千万円以上の建設工事を対象とする。
- 入札参加資格は事後審査で行う。
- 低入札価格調査制度を適用する。

指名競争入札

- 土木一式工事、建築一式工事、公共下水道接続工事、管工事、水道施設工事以外の設計価格（予定価格）が6千万円未満の建設工事に適用する。
- 工事内容等に応じ、入札参加有資格者の中から、業者を指名する。
- 変動型最低制限価格制度を採用。

総合評価落札方式

- 価格及び価格以外の要素（技術提案等）の両面から見て最も優れた提示をした者を落札者とする。
- 入札者の技術力、施工能力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- 低入札価格調査制度を適用する。

随意契約

- 原則として設計価格（予定価格）が130万円以下の建設工事に適用する。

(※1)・・・入札者の技術力、施工能力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事の場合は、総合評価落札方式（試行）を適用する。

(※2)・・・大規模かつ技術的難度の高い工事で、技術力等を結集することにより工事の安定的施工が見込まれる場合は、共同企業体（市内業者含む）も対象とする。